

ワイズメンズクラブ国際協会 アジア太平洋地域憲法

第1条 名称 (NAME)

本組織は、ワイズメンズクラブ国際協会アジア太平洋地域と称する。

第2条 地域 (THE AREA)

第1項 登録住所 (REGISTERED ADDRESS)

本組織の登録住所は、ガイドラインに記載される。

第2項 境界 (BOUNDARIES)

アジア太平洋地域は、インドと韓国を除くアジア内の国と南太平洋諸国で構成される。ただし、地域内のいかなる区の新設や撤廃は、国際議会に権限があり、この場合、地域は、その決定にしたがって再編成される。

第3項 区 (REGIONS)

アジア太平洋地域は、オーストラリア、東日本、西日本、フィリピン、南東アジア、スリランカ、台湾およびワイズメンズクラブ国際協会の承認を得て追加される可能性のあるその他の区で構成される。

第3条 綱領と目的 (PURPOSE AND OBJECTIVES)

第1項 綱領 (PURPOSE)

ワイズメンズクラブ国際協会は、イエス・キリストの教えに基づき、相互理解と敬愛の思いに結ばれて、あらゆる信仰の人々がともに働く、世界的友好団体であり、YMCA に対する忠誠心を共にしつつ、活発な奉仕活動を通じて、リーダーシップを開発、助長、供給して、全人類の為よりよき世界を築くべく尽力するものである。

第2項 目的 (OBJECTIVES)

アジア太平洋地域の目的は、以下のとおりである。

- A. アジア太平洋地域全体のワイズメンズクラブの組織化と発展を奨励、促進、育成する。
- B. 全ての区の活動を調整し、支援する。
- C. あらゆるレベルの指導者の指導力育成に積極的に取り組み、組織し、調整する。
- D. アジア太平洋地域内の各区の紛争解決を含む（ただしこれに限定されない）全般的な監督を行う。
- E. アジア・太平洋 YMCA 同盟および地域の YMCA との良好な関係を促進する。

第4条 構成会員 (MEMBERSHIP)

第1項 クラブ (CLUBS)

地域は、これに加盟するワイズメンズクラブ、ワイズウィメンズクラブ、ワイズメンズアンドウィメンズクラブまたは Y サービスクラブをもって構成される。

第2項 定義 (DEFINITION)

各クラブの会員は、ワイズメンズクラブ国際協会の国際憲法で定められたとおりとする。

第5条 立法機関 (LEGISLATIVE AUTHORITY)

第1項 立法権 (LEGISLATIVE AUTHORITY)

アジア太平洋地域の立法権は、地域議会に帰属する。

第2項 地域議会 (AREA COUNCIL)

地域議会は、地域会長および地域内の会員を代表して各区から選出される理事で構成される。

第3項 地域議会の会議 (AREA COUNCIL MEETING)

地域議会は、正式に成立した会議を年に 2 回以上開かなければならない。地域議会は、地域議会の会

議において、実現可能な形式でその業務を処理するものとする。投票は、地域会長の承認を得て、直接投票、郵便投票または電子媒体による投票が可能である。地域議会のその他の会議は、地域会長が招集するか、または議会のメンバーが要求し、議会のメンバーの少なくとも 50% の承認を得て招集することができる。

第4項 議会の進行 (PROCEEDINGS OF MEETING)

- A. 地域会長は、すべての議会の会議において議長を務め、会長不在の場合は、次期地域会長または直前地域会長が議長を務める。
- B. 地域議会は、地域会長により、または地域会長の指示で地域書記により、招集する。議会の開催は、少なくとも 30 日前に告知されなければならない。

第5項 定足数 (QUORUM)

地域議会の 50% + 1 名を定足数とする。定数に達しなかった場合、会議は、30 分間休会するものとし、その後、地域会長の裁量により、決議を行うことなく再開することができる。

第6項 投票権 (RIGHT TO VOTE)

- A. 議員またはその代理人は、それぞれ 1 票の投票権を有する。議会の決定は、いかなる議会においても出席議員の過半数または電子投票または郵便投票での過半数の賛成による。
- B. 地域会長は、賛否同数の場合にのみ、その投票権を行使する。

第7項 職務上の構成員 (EX-OFFICIO MEMBERS)

次期地域会長、直前地域会長、地域書記および地域会計は、地域議会の職務上の構成員であり、地域議会の会議に出席するものとする。アジア太平洋地域選出の国際会議議員も、地域議会の職務上の構成員であり、地域議会の会議に出席する権利がある。地域会長は、地域事業主任および YMCA リエゾンの代表を地域議会の会議に出席するよう招待することができる。

第8項 代理人 (PROXY)

- A. 理事が地域議会に出席できない場合、代理人の氏名を、事前に地域会長に書面または電子メールで提出すれば、次期理事、直前理事または理事によって任命された別の区代表が代理人として出席することができる。
- B. 区からの代表者が地域議会に出席できない場合、理事は、地域会長を投票代理人として指名することができる。

第6条 行政役員 (ADMINISTRATIVE OFFICERS)

第1項 執行役員 (EXECUTIVE OFFICERS)

- A. 本組織の執行役員は、地域会長、次期地域会長、直前地域会長、地域書記、地域会計とする。
- B. 地域会長は、国際議員としての任期中に 1 年間の任期を務めるものとする。
- C. 次期地域会長は、現地域会長の退任後、自動的に地域会長の職に就くものとする。

第2項 地域執行役員の任命 (APPOINTMENT OF AREA EXECUTIVE OFFICERS)

- A. 地域会長は、地域書記と地域会計を任命する。任期は、地域会長の任期と同じか、地域会長が決める、会長の任期よりも短い期間とする。彼らは、地域執行役員とも呼ばれる。
- B. 地域会長は、最初の地域議会で、情報を提供し承認を得るため、地域書記、地域会計、および地域事業主任の任命案を提出するものとする。

第7条 継承 (SUCCESSION)

第1項 継承 (SUCCESSION)

地域会長が死亡した場合または務めを果たせない場合、次期地域会長が地域会長の職を引き継ぐ。

第2項 代案 (OPTIONS)

次期地域会長がまだ選出されていない場合、選挙が実施されるまで、または国際憲法第 4 条第 6 項に従って任命されるまで、直前地域会長が地域会長職を引き継ぐ。

第3項 就任式 (INSTALLATION)

後任者の就任式は、国際会長がオンラインまたは対面で行う。

第8条 国際議会議員 (INTERNATIONAL COUNCIL MEMBER)

第1項 選挙 (ELECTIONS)

地域は、国際憲法の規定に則って、国際議会議員 (ICM) を地域から選出する。

第2項 候補者の指名 (NOMINATIONS)

各クラブは、その地域を代表する国際議会議員の議席に 1 名の候補者を推薦することができる。候補者は、選挙期日の 90 日前迄に、所定の書式によって国際本部に提出されなければならない。この候補者は、国際議会により定められた資格要件を満たしていなければならない。地域は、国際議会の承認を得て、追加の地域独自の資格要件を定めることができる。

第3項 青年国際議会議員 (YOUNG INTERNATIONAL COUNCIL MEMBER)

青年国際議会議員の資格は、国際議会が定める。青年国際議会議員の年齢は、26 歳から 39 歳までとする。

第4項 選挙 (ELECTION PROCEDURES)

国際本部は、選挙期日 45 日前迄に、各クラブに対し、指名委員会が当該地域会長と協議のうえ下した決定に基づいて、役職 1 つについて多くとも 3 名までの候補者を提示するものとし、その中、1 人は各クラブから最多数の指名票を得た者が含まれなければならない。活動中 (グッドスタンディング) のクラブは、その地域から選出される国際議会議員 1 名につき 1 票の投票権を有する。投票締切日迄に国際本部に到着した郵送またはオンライン投票で、役職ごとの最高得票者をもってその役職の当選者とされる。

第5項 兼任の禁止 (CONCURRENT POSITION)

国際議会議員および選挙で選ばれた役員 (理事と部長) は、地域内で他の選挙で選ばれる役職を兼任してはならない。

第9条 国際議会議員および次期地域会長選挙 (ELECTION OF INTERNATIONAL COUNCIL MEMBER-ELECT AND AREA PRESIDENT ELECT)

第1項 次期国際議会議員 (INTERNATIONAL COUNCIL MEMBER-ELECT)

次期国際議会議員の選挙は、ワイズメンズクラブ国際協会によって行われるものとする。最高得票者である候補者が次期国際議会議員となる。地域に国際議会議員が 1 人しかいない場合は、次期国際議会議員が、次期地域会長となる。

第2項 地域会長 (AREA PRESIDENT)

複数の次期国際議会議員が選出された場合、地域議会は、どの候補者が次期地域会長になるかを多数決で決定することができる。

第10条 財政 (FINANCE)

第1項 地域会費 (AREA DUES)

- A. 地域議会は、各クラブ会員が地域の運営費を支援するために支払う、一人当たりの均一な財政負担 (「地域会費」) を決定する。地域会費は、2 月 1 日および 8 月 1 日現在の会員数に応じて、区によってクラブから徴収され、指定された期限までに地域会計に送金されなければならない。
- B. 地域議会は、地域会長の勧告に基づき、会費を変更する権限を有する。

第2項 会計年度 (LEGISLATIVE YEAR)

会計年度は、立法上の年度と一致し、7 月 1 日から 6 月 30 日までとする。

第3項 監査済み財務諸表 (AUDITED FINANCIAL STATEMENTS)

- A. 地域会計は、適正な会計帳簿や記録および地域の銀行口座を管理する責任を負う執行役員である。
- B. 地域会計は、監査用の年次財務諸表を作成する。財務諸表には以下が含まれなければならない。
 - (a) 当該期間の地域の財務取引を正しくかつ公正に示す収支計算書
 - (b) 収支計算書が作成された日付における地域の財政状態を正しくかつ公正に示す財政状況説明書
- C. 地域会計は、監査済みの財務諸表を、第 1 回地域議会に提出し、地域議会の承認を得なければならない。監査済み財務諸表が最初の議会に間に合わなかった場合は、監査前の財務諸表を提出し

なければならない。監査済み財務諸表が第 1 回地域議会に間に合わなかった場合、次の地域議会までに提出されなければならない。

D. 財務諸表は、地域議会に提出する前に、まず地域執行役員の承認を得なければならない。

第4項 経常予算 (OPERATING BUDGET)

- A. 地域会長は、その年度の最初の地域議会において、経常予算を提出し、その承認を受け、その実施に責任を負わなければならない。
- B. 地域会長は、必要に応じて電子媒体を用いて、予算の 10%を超過する可能性のある単一項目の支出について、地域議会の承認を得なければならない。

第5項 会計監査人 (AUDITORS)

地域議会は、最初の地域議会で地域会長によって推薦された専門的な資格のある会計士を会計監査人として任命する。現職の会計監査人は、新立法上の年度の会計監査人として再任されることができる。

第6項 財政方針とガイドライン (FINANCIAL POLICIES AND GUIDELINES)

地域執行役員および関係者は、地域憲法ガイドラインに記載されている財政方針とガイドラインを遵守するものとする。

第11条 地域事務所 (AREA OFFICE)

地域議会は、国際憲法第 8 条の規定に基づき、地域の活動を推進、調整、維持するために、地域事務所を設置することができる。

第12条 地域大会 (AREA CONVENTIONS)

第1項 開催 (OCCURRENCE)

地域大会は、できる限り、隔年で奇数年に、実行可能な方法で開催されるものとする。

第2項 地域大会入札 (CONVENTION BIDS)

地域大会開催の入札は、2年前に地域議会に提出し、承認を得なければならない。

第3項 地域大会委員会 (AREA CONVENTION COMMITTEE "ACC")

地域議会は、地域大会の計画と実施において、大会実行委員会(以下「HCC」)と連絡を取り合い調整するために、地域大会委員会の委員長(委員長は、元地域会長が望ましい)と委員を任命する。

第4項 大会実行委員会 (HOST CONVENTION COMMITTEE)

地域大会の準備は、ACC の指導と監督の下、HCC が行うものとする。地域大会の準備と開催のプロセスは、国際大会マニュアルを参考にするものとする。HCC は、地域大会の予算と詳細を地域議会に提示し、承認を得るものとする。

第13条 行動規範 (CODE OF CONDUCT)

第1項 規範 (CODE)

- A. クラブ会員は、本組織の原則と倫理を守り、妥協のない誠実な言動をとることが求められる。会員の行動は、地域、区、部、クラブの管理とガバナンスに反映されるべきである。
- B. 選挙で選ばれたリーダーおよび任命されたリーダーは、地域議会または地域会長が招集した会議に優先的に出席することとする。

第2項 ガイダンス (GUIDANCE)

紛争が発生した場合は、ワイズメンズクラブ国際協会が設定した「紛争解決手順」に従って解決されるものとする。

第3項 権限 (AUTHORITY)

地域議会は、区トロイカと協議のうえ、本協会の良好な機能とイメージを確保するものとする。

第14条 解散 (DISSOLUTION)

第1項 解散 (DISSOLUTION)

地域は、30 日前に書面で通知された特別地域議会で、投票権を持つ会員(クラブ)の 75%の承認を得た推薦により、国際議会の承認を得て、解散または他の地域と合併することができる。

第2項 基金の分配 (DISTRIBUTION OF FUNDS)

解散の際には、積立金および指定された基金を存続団体に移譲するものとする。

第15条 改正 (AMENDMENTS)

第1項 事前の告知 (NOTICE PERIOD REQUIRED)

本憲法の改正案は、各議員と地域内クラブ会長に最低 30 日前に書面で通知した上で、特別地域議会で投票されるものとする。ただし、1つまたは複数の区が、特に自然災害、ロックダウン、戦争、内乱などの不可抗力の状況にある場合には、上記の期限の制限をしなければならない。地域議会は、全員一致であれば、これより短期間の通知を承認することができる。

第2項 憲法の改正 (AMENDMENTS TO THE CONSTITUTION)

本憲法は、正当に成立した会議において、または電子投票により、地域議会の 3 分の 2 の賛成票が得られ、さらに地域内の活動中(グッドスタンディング)のクラブの 3 分の 2 の賛成票を得られた場合に改正することができる。ただし、改正案の通知は、書面で地域議会の全議員に、議会の 30 日前までに提出されなければならない。さらに、その改正内容は、ワイズメンズクラブ国際協会の目的と方針に齟齬をきたすものであってはならない。

第3項 憲法ガイドラインの改正

憲法ガイドラインは、地域議会の過半数の賛成票によって改定することができる。ただし、改正案を、議会の最低 30 日前までに、地域議会の全議員に書面で通知しなければならない。また、その改正内容がワイズメンズクラブ国際協会の目的と方針に齟齬をきたすものであってはならない。さらに、1つまたは複数の区が、特に自然災害、ロックダウン、戦争、内乱などの不可抗力の状況にある場合には、上記の期限の制限をしなければならない。

1986年4月 改正; 1989年1月 改正; 1990年1月 改正
2004年1月 改正; 2006年7月 改正; 2008年7月 改正
2009年7月 改正; 2012年2月 改正; 2014年3月 改正
2019年9月 改正; 2021年11月改正

ワイズメンズクラブ国際協会 アジア太平洋地域憲法 ガイドライン

(ガイドラインの番号は、アジア太平洋地域憲法の条番号に対応している。)

ガイドライン1. 名称と協力関係

- 101 本憲法は、国際憲法と矛盾してはならない。
- 102 モットーは、「強い義務感を持つ 義務はすべての権利に伴う」である。
- 103 国際憲法の公式に採択された変更は、地域憲法を改訂するための正式な措置が取られるまでは、公布と同時に地域憲法を拘束するものとする。
- 104 ワイズメンズクラブには以下が含まれる： ワイズメンズクラブ、ワイズウィメンズクラブ、ワイズメンズアンドウィメンズクラブ、Y サービスクラブ
- 105 本組織は、アジア・太平洋地域 YMCA 同盟との協力関係を認識する。
- 106 本組織は、国際憲法第 III 条第 3 項に基づいて設立されたアジア太平洋地域のワイズメネットクラブを認識する。

ガイドライン 2. 地域

- 201 登録住所は、6/F Administration Building, 23 Waterloo Road, Kowloon, Hong Kong, SAR である。
- 202 アジア太平洋地域は、アジアと南太平洋の国々からなるが、インドと韓国を除く。
- 203 状況が許す限り、定義された境界内の特定のクラブは、(地域議会と関係区の同意を得て) 管理上の目的で、アジア太平洋地域の他の区と提携することができる。この提携への同意は、対象となるクラブの発展と成長を促進するために検討されるものであり、国際憲法第 11 条第 3 項に従うものとする。
- 204 オーストラリア区には、オーストラリアの領土と隣接する島々が含まれる。
- 205 東日本区には、日本の東部地域(新潟県、長野県、静岡県を含む以東、北海道まで)と沖縄県が含まれる。
- 206 西日本区には、日本の西部地域(富山県、岐阜県、愛知県を含み以西、九州まで)が含まれる。

- 207 フィリピン区には、フィリピンおよびその隣接する島々の領土が含まれる。
- 208 南東アジア区には、バングラデシュ、カンボジア、香港、インドネシア、ラオス、マカオ、マレーシア、ミャンマー、ネパール、シンガポール、タイ、東ティモール、ベトナムの領土が含まれる。
- 209 スリランカ区には、スリランカとパキスタンの領土が含まれる。
- 210 台湾区には、台湾とその隣接する島々の領土が含まれる。
- 211 会員数がワイズメンズクラブ国際協会の定める会員数を常に下回っている区は、その会員数を増やすよう奨励される。それができなければ、地域議会は、国際議会に、その区を部に降格させ、所属することになる他の区によって管理されるよう勧告することができる。
- 212 区の定款およびガイドラインは、地域および国際協会の憲法と矛盾してはならない。これらの定款およびガイドラインまたはその改訂版は、承認のために国際議会に提出され、その写しが地域に送付されるものとする。これらの文書のコピーは、地域事務所に保管されるものとする。

ガイドライン 3. 目的

- 301 本協会の目的は、以下のとおりである。
- a. 世界中の加盟クラブの組織化と維持を奨励、促進、育成する。
 - b. すべての加盟クラブの活動を調整する。
 - c. あらゆるレベルの指導者のリーダーシップの開発を行い、組織し、調整する。
- 302 すべての加盟クラブの目的は、以下のとおりである。
- a. 第一に、YMCA のためのサービスクラブとして活動する。
 - b. その他の価値ある組織を支援する。
 - c. 市民的、国際的諸問題に対して、党派的な政治を避け、正義を追求する。
 - d. 宗教的、市民的、経済的、社会的、国際的な問題について会員に情報を提供し、積極的に関与させる。
 - e. 良好な交友関係を深める。
 - f. 協会の国際、地域、区のプロジェクトを支援する。

ガイドライン 4. 構成会員

- 401 地域の会員は、各クラブである。
- 402 地域の会費は、地域の運営資金を確保する目的で地域が設定する。

ガイドライン 5. 立法機関

- 501 立法上の年度は、7月1日に始まり、6月30日に終わるものとする。

- 502 地域議会の議事録は、議会開催後 30 日以内に議員に電子的に送信されるものとする。
- 503 アジア・太平洋 YMCA 同盟によって任命された YMCA リエゾンは、議決権を有しない公式オブザーバーとして、地域議会に招待されるものとする。
- 504 地域憲法第 4 条のもとにある各クラブの会員は、地域議会のあらゆる会合に出席する権利を有するものとし、会合中に、議長の承認を得て、議事について発言することが認められる。
- 505 地域会計は、各地域議会のために財務諸表を作成しなければならない。
- 506 投票は、対面、電子的、e メールまたはオンライン調査ツールを通じて行われて良い。
- 507 地域議会のメンバーは、グッドスタンディングクラブの会員でなければならない。
- 508 会費の支払い義務を果たしているクラブは、投票権を有するものとする。

ガイドライン 6. 行政役員

- 601 地域会長は、区理事と連絡を取り、アジア太平洋地域のメンバーに国際議会の最新動向を知らせなければならない。
- 602 地域ブリテンを発行し、アジア太平洋地域のウェブサイトでアクセスできるようにしなければならない。

ガイドライン 7. 継承

- 701 地域の持続可能性と成長を確保し、後継者育成のために、地域のリーダーは、あらゆるレベルのメンバーの間でリーダーシップ能力を育成し、開発する必要がある。リーダーは、役職に就くことを求められるので、選挙で選ばれる役職に指名された候補者は、誠実さと正直さ、ワイズメンズクラブ国際協会に対するひたむきさと献身、熱心さ、メンバーとの関係を築くことができること、優れたコミュニケーションスキル、流暢な英語力など、優れたリーダーシップの資質を備えていなければならない。その他の資質は、本ガイドラインの付録 I に列挙されている。
- 702 LTOD 地域事業主任は、地域役員 (AEO) と協議の上、RDE トレーニングやその他のリーダーシップトレーニングを開催する責任を負う。

ガイドライン 8. 国際議会議員

- 801 地域に割り当てられる国際議員の議席数は、他の地域と比較した地域の会員数の規模に応じて決まる。割り当ては、国際本部がドント式を用いて決定し、適切な地域の代表者数を決定する。

ガイドライン 10. 財政

1001 地域財務記録

地域の財務記録は、地域事務所コーディネーターが地域執行役員と協議の上、法人登録された地域事務所に保管するものとする。

1002 銀行の手配

地域議会によって承認された銀行口座は、地域の法人組織が登録されている国で維持されるものとする。地域会計は、年度ごとに任命される役員であり、銀行口座のある国に居住していない可能性があるため、公認署名者は、居住する、現職または元のリーダー3名以上に委ねられるものとする。地域会長およびまたは地域会計の書面による承認があれば、いずれか2名に口座を操作する権限が与えられるものとする。

1003 会計と財務報告書

地域会計は、会計記録が適切に保管されていることを監督、確認する責任があり、毎年6月30日時点の監査済みの財務諸表を作成し、地域議会に提出して承認を受ける責任がある。監査済みの財務諸表は、地域の財政状態および業績について、真実かつ公正な概観を示すものでなければならず、8月1日までに地域議会メンバーに配布され、もしそれができない場合には第2回地域議会までに配布される。

1004 年次予算

次期地域会計は、次期地域会長および地域会計と協議の上、新会計年度の予算を作成する責任を負う。年次予算は、その期の最初の地域議会において承認を得るものとする。支出が妥当であり、地域の収入、すなわち年間経常収入の範囲内に収まるようにすることは、地域会計の責任である。

1005 収入

本地域の収入は、支払われるべき地域会費、国際本部からの資金、社会的企業からの収入、地域大会からの剰余金の分配、投資からの利益で構成される。当該年度の収入は、事務所の賃貸料、職員の人件費、旅費、一般事務費、監査費用、寄付金、研修のための補助金および助成金、その他の承認された経費を含む、通常の運営費に使用することができる。

1006 年会費

地域会費は、各会員を代表して、各区が支払うものとする。会費の金額は、地域議会が随時決定する。地域会費は、上期は8月1日、下期は2月1日の会員数に基づいて2期に分けて賦課され、支払う必要がある。現在の地域会費は、クラブ会員1名につき1期3米ドルとなっている。地域会費は、各期の請求書に記載された期限までに支払う必要がある。区内のクラブが地域会費およびその他の賦課金を速やかに支払うようにすることは、区理事の責任である。

1007 特別基金

特別な目的のために贈与されまたは積み立てられた基金は、適切に記述された指定勘定に記録され

る。指定勘定の年次監査済み明細書は、財務諸表とともに提供されなければならない。

1008 自然災害緊急支援基金(NDERF)

NDERF は、自然災害に見舞われた区への緊急支援を目的として、地域が維持する特別基金である。クラブ会員 1 人当たり 2 米ドルの拠出が区に義務づけられており、前期の地域会費と一緒に支払われる。基金からの支出は、NDERF の方針に従うものとし、NDERF 委員長と協議の上、地域トロイカの承認を得て支払われる。

1009 地域開発基金(ADF)

地域開発基金は、新しい地域へのエクステンション、会員維持、青少年育成、リーダーシップ開発および地域を強化する他の活動を支援するための資金の提供を目的としている。基金からの支出は、基金の方針に従うものとし、地域開発委員長と協議の上、地域トロイカの承認を得て支払われる。

1010 支出

A. 地域役員の旅費

地域役員(会長、次期会長、直前会長、書記、会計)は、地域議会、地域/区大会、地域研修会、その他の公式行事への出席など、地域の業務を遂行する過程で発生する合理的な旅費の払い戻しを受けることができる。区大会出席のための宿泊費は、各区が負担する。払い戻しの金額は、予算上可能な財政状況に拠る。

B. 補助金

地域は、理事、次期理事、地域事業主任が地域によって招集された公式な会議や研修に出席する必要がある場合、補助金を支給する。補助金の額は、年度予算の財源に拠り、主催者から提供されない場合には、食事代も含まれるものとする。

C. 旅行保険

地域および区役員は、自ら旅行保険に加入することが期待されており、その費用は、地域からは払い戻されない。

D. 滞納している区

会員が支払うべき会費の 10%以上を滞納している区やその役員に対しては、補助金や特別基金からの助成金などの形態を問わず、一切の資金援助は行われぬ。政府の規制により、区が地域に会費を送金できない場合、地域会長と地域会計の承認を得て、徴収した金額を区が保管することができる。区理事は、区に保管されている地域会費について、地域会計と地域会長に半年ごとの報告書を提出しなければならない。

1011 承認の限度額

地域会長は、1 回の取引につき 2,000 米ドルを限度として支出を承認する権限を有し、この限度を超える支出は、地域会計と協議の上、地域トロイカの共同承認を必要とする。

- 1012 投資資金
地域の積立金および特別基金の投資の監督は、地域議会によって設立されたファンド委員会に帰属するものとする。ファンド委員会は、地域役員と4名の区理事(うち2名は元地域理事)で構成される。
- 1013 会計監査人
地域議会によって承認された会計監査人は、資格のある会計士でなければならない。
- 1014 ガバナンス
良好なガバナンスのために慎重に行動することは、地域の財務管理を任されたすべての役員の責任である。

ガイドライン 11. 地域事務所

- 1101 地域議会は、地域会長またはその代理人の監督の下、地域事務所の業務を管理する責任を負う地域事務所コーディネーターを雇用することができる。
- 1102 地域事務所コーディネーターが任命された場合、その任期は3年とし、地域議会の承認を得て再任命することができる。

ガイドライン 12. 地域大会

- 1201 地域大会は、可能な限り、各地域が定期的に持ち回りで主催するものとする。
- 1202 地域議会は、大会開催日の少なくとも1年前に、大会会場と暫定予算を承認しなければならない。
- 1203 大会実行委員会(HCC)は、最大の参加者を集めるために、大会登録料をできる限り低く抑えるように努めなければならない。
- 1204 大会予算は、損益分岐点を目指し、最大でも収入の10%を超えない余剰金を確保するものとする。大会開催により生じた剰余金(会員からの寄付金算入前)は、ホスト区と地域の間で70/30の割合で分配するものとする。
- 1205 地域大会委員会(ACC)の委員長は、地域議会によって任命される。委員長は、HCCと協力して、プログラムの目的を含む一般的な基準とガイドラインが順守されるようにする。地域執行役員は、ACCの委員となる。

ガイドライン 13. 行動規範

- 1301 YMIのリーダーとクラブメンバーは、付録IIの「役員就任式式辞」に記載されているように、YMIでの務めを実行する際に、理想主義者であること、関心を持つこと、率先すること、労をいとわないことの資質を示すことが奨励されている。

- 1302 ワイズメンズクラブ国際協会の紛争解決手順に関する枠組み(付録 III)に従った紛争解決の訴えにおいて、トロイカが下した裁定に不服である紛争の当事者は、解決のために次の上位のフォーラムに訴える権利を有するものとする。トロイカとは、それぞれのフォーラムにおいて、選挙で選ばれた現在、次期、直前の主席役員を指す。
- 1303 紛争の解決のためにワイズメンズクラブ国際協会の最上位のフォーラム(国際常任役員)に委ねられた場合、国際常任役員が下した裁定は、最終的かつ執行力があるものであり、訴えの当事者を拘束するものとする。

ガイドライン 15. 改正

- 1501 地域憲法ガイドラインは、正式に構成された地域議会の会合においてまたは電子メールによって、出席して投票した議員の単純過半数の賛成票によって改正することができる。
- 1502 クラブ会長は、いかなる地域憲法ガイドラインの変更に対して、投票する必要はない。
- 1503 地域憲法ガイドラインの変更をクラブ会長に通知することは、各区理事の責任である。
- 1504 クラブがグッドスタンディングであるとは、報告済みの会員数の 100%分の区費、地域会費および国際会費を直近の過去 3 半期を通して支払ったクラブを意味する。

2021 年 11 月制定

付録 I

国際議員に求められる資質

国際議員の候補者は、言語的、宗教的、文化的背景の異なる人からなる多様なグループの中で成功を収めることができる高度な資質を持っていないければなりません。候補者に望まれる資質は、以下のとおりです。

- A. 口頭とメールの両方でコミュニケーションをとる能力と意欲。コミュニケーションは、私たちの運動における最大の責任の一つであり、国際議員は、選挙前にこれらの能力を示さなければならないし、妥当な期間内にすべてのコミュニケーションに答えることを続けなければならない。
- B. ワイズダムでの経験 – クラブ、部、区レベルにおけるリーダーシップが証明されていること
- C. キリスト教精神的な目的への献身
- D. 英語でのコミュニケーション能力
- E. YMCA とその国際的なプログラムについての知識があること
- F. 概念的な思考力があり、理念、政策、組織の概念を形成することができること
- G. 創造的な能力 – 単に対応するだけでなく、アイデアを生み出すことができること
- H. 異文化理解 – 国際的な理解と関心
- I. 強い信念を持っていること。ただし、全体の利益のために時には妥協もすること
- J. ワイズダムの国際的強化、発展への関心
- K. 奉仕する意欲と能力 – 良い国際議員となるために必要な時間と努力を惜しまないこと
- L. 協調する意欲と能力 – 他の人と密接に連携して働くこと

ご覧のように、これらの資質は、非常に高度なため、あなたのクラブにとって適切な候補者を推薦することが難しいかもしれません。区理事や他のリーダーにアドバイスを求めてください。ただし、推薦する者を決めるのはクラブであることを忘れないでください。

最後に、推薦する前に、あなたが推薦する候補者は、当選した場合には喜んで奉仕する意思があることを確認しておかなければなりません。

付録 II

ワイズメンズクラブ国際協会 役員就任式式辞

ワイズ運動において役員に選ばれることは名誉です。大いなる名誉です。他の団体において役員に選ばれることより、はるかに名誉なことです。他の団体では候補者が役職を求め、最も票を集めた者がその役職に就きますが、私たちの運動においては、ひとが役職を求めるのではなく、役職がそれに相応しいひとを求めることを、設立当初から不文律としているからです。

皆さんが選ばれたのは、票を得ることの能力に対してではなく、皆さんがそれぞれの役職に就くことの資格があると仲間が認めた証です。そして、私たちの運動において役員となるのには、誰にでも厳しい判断基準が適用されます。さまざまな資質が要求され、皆さんを役員に選んだ方々は、皆さんにそれらを期待しています。それらの資質を全て挙げることは、必要ありませんが、役員として最も大切な資質を、アルファベットの「I」で始まる以下の4つの言葉で言い表します。

第1は「**Idealism**」すなわち「**理想主義者であること**」です。

皆さんの仲間は、皆さんがワイズ運動の目的達成のために、また、私たちの育ての親である YMCA の様々な活動に揺るぎない忠誠を誓うことにおいて、常に最も高い理想の手本を示すことを期待しています。

第2は「**Interest**」すなわち「**関心を持つこと**」です。

さまざまな関心事の中で、ワイズ運動発展への関心が最大のものであるべきです。2番目でも3番目でもありません。このことによって初めて、私たちの組織を最上のものにするという皆さんの義務を果たすことができます。一般会員がワイズメンを第一に考えることは重要ですが、すべての役員がそうすることが絶対に必要です。あなたが他のことによってワイズメンを二の次、三の次にしてしまうと、ワイズメンは二流、三流のものになってしまいます。

第3は「**Initiative**」すなわち「**率先すること**」です。

皆さんにはイニシアチブを発揮することが求められています。つまり、アイデアを練り、それを実行に移すこと、計画を立ててそれを遂行すること、単に提案に従うのではなく提案者となること、つまり、常に「何かを始め」そしてそれを成功裏に終わらせることです。

第4は「**Industry**」すなわち「**労をいとわないこと**」です。

労をいとわず務めに励んで下さい。別の言葉で言えば、働くことです。仕事に大小はありません。皆さんの仲間は、皆さんが、ときにはレジャー、リクレーション、社交、ときには家庭や仕事を犠牲にしてでもワイズ運動のために精励することを期待しています。このような飽くなき勤勉さによって私たちの運動は、今日にいたるまで高い水準に到達できているのです。

皆さんの仲間が、皆さんを選んだということは、皆さんがこれら4つの資質やそのほかの優れた点を持ち、任期を通じてそれらを示してくれるであろうという信頼を表したことです。だからこそ、皆さんが選ばれたことは崇高で名誉なことなのです。あなたが任期を終え、その信頼に応えることができたとき、その名誉は、どれほど高くなることでしょう。

リーダーシップの大切さについては、いかに強調しても強調しすぎることはありません。ビジネス、政府、そしてあらゆる種類の組織の発展は、特に私たちのようなボランティアによる理想主義運動の組織の進歩は、ほとんどすべてがリーダーシップにかかっています。しかし、リーダーだけでは成功は望めません。個々のワイズメンの協力を得なければなりません。しかし、この協力は、請い求めて得られるものではなく、努力の結果として得られるもの

です。これを得ることのできる最も確実な方法は、今述べたリーダーシップに関しての資質を表し示すことです。皆さんの仲間があなたに置く信頼は、極めて重いものです。この信頼にいかに応えていくかによってワイズ運動が進展するのか後退するのか、得るのか失うのか、おそらく、生きるのか死ぬのかさえ決定づけられます。

あなたが、能力の限りを尽くすこと、役職に必要な資質を表し示すこと、また、常に仲間のワイズメンからの信頼に応えていくことを仲間のワイズメンに厳粛に約束しますか？
もしそうであれば、右手を挙げて「約束します」と答えて下さい。

神の摂理があなたを助け、導き、知恵と力を与え、あなたへの信頼を十分に、そして忠実に果たすことができますように。

年月日

司式者

新役員

付録 III

ワイズメンズクラブ国際協会 紛争解決手順

1. 名称、範囲

ワイズメンズクラブ国際協会(以下、YMI)における紛争を解決するための手順は、紛争解決手順と呼ばれる。この手順は、YMIの全体、すなわち加盟クラブとクラブメンバーに適用される。この手順は、国際議会での承認後に発効される。

2. 用語の定義(本手順においての用語の定義は、以下のとおりである。)

紛争: YMIのどのレベルにおいても、その目的、目標、ミッションステートメント、国際憲法に違反して発生するあらゆる紛争、違法行為、不誠実な行為は、本解決手順の目的上、紛争として扱われるものとする。

苦情: 本手順に基づく苦情は、正式に署名された書面で、以下に記載された所定の機関(フォーラム)に苦情者が提出するものとする。苦情は、所定のフォーラム以外の他のフォーラムに提出してはならない。

苦情提出者: YMIの「グッドスタンディング」のクラブまたは「グッドスタンディング」のクラブの会員は、書面による苦情を提出することができる。

しかし、解決のための所定のフォーラムにのみ提出することができ、直接、国際協会に提出することはできない。

3. 解決のための機関

上記のような苦情は、以下に述べる階層的なフォーラムの順序に従って、解決のために提出されるものとする。

- (1) クラブレベルの紛争についてはクラブフォーラム
- (2) 部レベルの紛争については、部フォーラム
- (3) 区レベルの紛争については区フォーラム
- (4) 地域レベルの紛争については地域フォーラム

上記各フォーラムのトロイカが紛争を解決できない場合は、適切なヒアリングの後、次の上位フォーラムのトロイカに委ねるものとする。

紛争が解決されず、地域会長トロイカによって国際協会に解決が委ねられた場合、国際執行役員(IEO)が決定を行い、その決定は、決定的かつ最終的なものであり、紛争当事者が他のフォーラムに異議を唱えることはできない。IEOおよび国際指名委員会は、地域会長トロイカの勧告に従う権利を常に有するものとする。

4. 裁定者

- (1) 上記の各フォーラムにおける紛争解決のための裁定者は、これらのフォーラムにおける「トロイカ」とする。
- (2) 国際フォーラムにおける裁定者は、国際執行役員とする。
- (3) YMIのいずれかの区内の2つ以上の部の間での紛争の場合、救済のために苦情を提出するフォーラムは区であり、紛争を起こしている部が存在する区のトロイカが解決のために、順序に従ってすべての紛争の裁定を行い、解決できない場合は、次の上位のフォーラムに進むものとする。

トロイカ:「トロイカ」とは、クラブ、部、区、地域の現職、次期、直前の会長、部長、理事を意味する。

5. 裁定手続き

- (1) 苦情は、その発生から 60 日以内に所定のフォーラムに書面で提出しなければならない。この定められた期間を過ぎて提出されたものは、時効とみなされ、解決のために受理されることはない。ただし、訴状の本文にその理由を記載し、トロイカが正式に署名した場合、特別な事情があれば訴状を受理することができる。
- (2) あらゆる紛争における適切な関係者は、公正な裁定のために、紛争に関わるすべての問題について聴取される機会を与えられるものとする。
- (3) 裁定の日々の経過は、各審問日に当事者の立会いのもと、当事者および裁定者が正式に署名の上、訴状本体に記録されなければならない。そのように行われなかった裁定は、無効である。
- (4) 紛争の当事者は、苦情を処理する関係フォーラムに事前に通知した上で、裁定者の立会いのもと、経過記録および関連文書を閲覧することができるものとする。
- (5) 本手続において、所定のフォーラム以外のフォーラムに苦情が申し立てられた場合、申し立てられた苦情を適切に処理するために、適切なフォーラムに送り返されなければならない。

6. 苦情の処理

- (1) 苦情の最終的な処理は、当該フォーラムに苦情が申し立てられてから 60 日以内に、裁定を交付して行われるものとする。裁定文のコピーは、紛争の関係者に正式に送達され、伝達されるものとする。
- (2) 本手続に基づく紛争解決のためのフォーラムの「トロイカ」が、その決定において全会一致ではない場合には、トロイカの過半数の決定が優先され、紛争解決のために、紛争当事者を拘束するものとする。

7. 控訴

上記のフォーラムでトロイカが下した裁定に不満を感じた紛争当事者は、その解決のために次の上位のフォーラムに訴えることができる。紛争がワイズメンズクラブ国際協会の最上位のフォーラムである IEO に委ねられた場合、IEO によって下された評決は最終的かつ決定的なものであり、上訴当事者を拘束するものとする。それ以上の不服申し立てはできないものとする。

8. 遵守

最終的な裁定が下されるまで本手順に従わない場合または手順はが尽きる前に国内法廷に救済を求める場合は、国際憲法のガイドライン 308 にある、役職からの除外手続きが行われる。

2016 年改定